ここ見て！たはら

「確定申告書、市民税・県民税申告書の作成相談」のご利用は、事前予約が必要です！
※予約枠には限りがあります。お早めにご予約ください。

① 確定申告書の作成のご相談（還付申告）　2月2日（月）～13日（金）　※土日祝除く

【日時】　午前9時～正午、午後1時～4時30分
【場所】　田原市役所大会議室
【対象】　給与・年金以外の所得が無く、所得税の還付申告をする方

② 確定申告書の作成のご相談　2月16日（月）～3月16日（月）　※土日祝除く

【日時】　午前9時～正午、午後1時～4時30分
【場所】　田原市役所大会議室、渥美文化会館（旧中央公民館）、赤羽根市民センター
※赤羽根市民センターのみ、2月27日（金）まで
※税理士による無料相談を、田原市役所大会議室で、2月27日（金）まで行います。

③ 市民税・県民税申告書の作成のご相談　①、②の期間中、同時開催

予約方法は？

早めの予約ができておすすめ！

❶ インターネットですばやく、簡単に！

予約期間:1月6日（火）～3月15日（日）（24時間受付）

①名前などを入力し、会場を選ぶ　②日時を選ぶ　③内容を確認し、「送信」して予約完了!

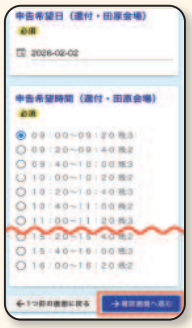

▲予約はこちら

※パソコンの方は、市HPトップページの回転バナーから予約できます。

❷ お電話で

予約期間:1月14日（水）～3月13日（金）
※土日祝除く
午前9時～午後4時30分
▶税務課 市民税係　☎23-3509

※大変込み合う時期ですので、相談の予約手続きのために、税務課へお越しいただくことは、お控えください。

医療費控除の書き方

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」の作成・提出が必要です。

令和7 年分　医療費控除の明細書【内訳書】
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所　田原市○○町△△5番地　　氏名　田原　太郎

1　医療費通知に記載された事項

(1) 医療費通知に記載された金額の額	(2) 左のうち保険金などで補てんされる金額	(3) 差引金額
176,584 円	153,300 円	0 円

2　医療費（上記1以外）の明細

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) 左のうち保険金などで補てんされる金額
田原　太郎	A病院	☑診療・治療	100,000 円	50,000 円
田原　太郎	B薬局	☑医薬品購入	6,500	0
田原　花子	A病院	☑診療・治療	53,000	0
田原　一郎	C薬局	☑医薬品購入	3,200	0
				0
2の合計			㋐ 162,700	㋑ 50,000
医療費の合計			A (㋐+㋒) 316,000 円	B (㋑+㋓) 50,000 円

この明細書は、申告書と一緒に

①医療費通知に記載された事項

医療費通知の金額を記入する欄です。通知が複数ある場合、金額を合計して記入します。通知（原本）の添付が必要です。

②医療費（上記1以外）の明細

自分自身または生計を一にする配偶者・その他の親族のために支払った医療費を、領収書をもとに、「医療を受けた人、病院・薬局ごと」に分類し、それぞれ合計した金額を記入します。※①に記載されたものは除きます。